

別表第2（第8条関係）

調整点数		
世帯等の状況		点数
母子若しくは父子家庭又は両親不在	母子若しくは父子家庭又は両親不在である場合	3 5
	異性の同居人又は内縁関係にある者との同居である場合	2 0
	里親家庭である場合	1 5
生活保護家庭	生活保護による被保護世帯である場合	4 5
保護者又は市内の祖父母が同伴又は交代で保育	祖父母と保護者が交代で保育する場合	－ 2
	保護者又は市内の祖父母が同伴又は交代で保育しているが、一時保育を週2回以上利用している場合	1
就労内定	就労が内定した場合	－ 4
	居宅外労働（自営又は農業を除く。）で以前の就労先に再勤務する場合	－ 2
祖父母の状況	保護者の両祖父母が3市2町（山形市、天童市、上山市、山辺町及び中山町をいう。以下同じ。）に居住していない場合	1
保護者の就労に関する調整	父母の勤務地が7市7町（山形市、寒河江市、上山市、村山市、天童市、東根市、尾花沢市、山辺町、中山町、河北町、西川町、朝日町、大江町及び大石田町をいう。）以外である場合	1 × 人数
	産後休業又は育児休業からの職場復帰である場合	2
兄弟姉妹の状況	現在、兄弟姉妹が利用中の保育所等への入所を第一希望施設とする場合 ※新年度利用調整時において、今年度末で兄弟姉妹が卒園の場合は加点しない。	1 0
	小学生以下の兄弟がいる場合 ※兄弟姉妹の人数にかかわらず（＋1）	1

	小学校就学前の兄弟姉妹 1 人につき	1 × 人数
	兄弟姉妹の障がい児 1 人につき	1 × 人数
	兄弟姉妹が同時に申込む場合	3
申請児の状況	次の各号に掲げる保育のいずれかを利用している場合 (1) 認可外保育施設における保育 (2) 幼稚園における預かり保育（週 4 日以上） (3) 一時保育（非定型保育週 4 日以上）	2
	友人又は知人が保育している場合	1
	下の子の育児休業を 1 年より長く取得するために利用を解除した場合	2 0
	双子以上の場合	1
	障がい児（特別児童扶養手当の受給又は身体障がい者手帳若しくは療育手帳の交付を受けた小学校就学前子どもに限る。）の場合	5
	年齢による卒園児である場合	3 0
	認定こども園に在園の場合で、法第 1 9 条第 1 号から同条第 2 号への認定の切替えであるとき。	1 0
	関係機関（児童相談所）等から依頼があった場合	～ 5 0
その他	認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所、企業主導型保育施設、山形市認証保育所又は新制度幼稚園（以下「教育・保育施設等」という。）に就労中又は就労が内定した保育士、看護師、幼稚園教諭又は市が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者（以下「保育士等」という。）が保護者である場合（保育所等からの転園である場合を除く。）	～ 5 0
	教育・保育施設等において育児休業から職場復帰する保育士等が保護者である場合（保育所等からの転園である場合を除く。）	～ 5 0

放課後児童クラブに就労中又は就労が内定した指導員が保護者である場合（保育所等からの転園である場合を除く。）	7
放課後児童クラブにおいて育児休業から職場復帰する指導員が保護者である場合（保育所等からの転園である場合を除く。）	7
利用調整の結果利用待機となった場合において、育児休業の延長が可能であり、利用調整における順位を下げることに同意する申立てが保護者からあった場合	－ 1 0 0
保育所等への入所に当たり特別の配慮が必要な児童である場合	保育の必要性に応じた 点数